別記様式（第4条関係）

随意契約結果一覧

所属（課名） 商工政策課

件名（数量）	契約締結日 （締結日の昇順）	契約業者	予定価格 （税込）	契約金額 （税込）	随意契約とした理由	審査会の開催の有無	備考
市街地循環線運行業務委託	平成29年4月1日	三重交通（株） 取締役社長 雲井　敬	33,040,000	33,040,000	道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を経て、市街地循環線を運行しており、運行の安定、輸送サービス水準の確保及び松阪駅ターミナルを利用による交通ネットワークの推進のため。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）	有	
大口線・三雲松阪線運行業務委託	平成29年4月1日	三重交通（株） 取締役社長 雲井　敬	18,100,000	18,100,000	道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を経て、大口線・三雲松阪線を運行しており、運行の安定、輸送サービス水準の確保及び松阪駅ターミナル利用による交通ネットワークの推進のため。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）	有	
嬉野地域コミュニティバス運行業務委託	平成29年4月1日	三重交通（株） 取締役社長 雲井　敬	13,680,000	13,636,080	契約業者は、平成２８年５月、入札により選定し、平成２８年度末には、地域の要望に対応した新型車両を導入し、平成２３年８月から引き続き一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得て運行しており、運行の安定、輸送サービス水準の確保のため。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）	有	

三雲地域コミュニティバス運行業務委託	平成29年4月1日	三重交通（株） 取締役社長 雲井　敬	4,520,000	4,459,770	平成24年5月28日に指名競争入札を行った際、指名業者7社のうち6社が辞退または棄権をし入札参加事業者が三重交通一社となった経過がある。本業務のための専用車両を所有していること、運行の安定、輸送サービス水準の確保のため、当該事業者と随意契約を行った。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）	無	
廃止代替バス路線運行業務委託	平成29年4月1日	三重交通（株） 取締役社長 雲井　敬	27,651,000	27,650,160	三重交通による路線バスの廃止を受け、地域の公共交通の維持のために、三重交通の運行システムのまま、道路運送法第４条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を経て、阿坂小野線・宇気郷線を運行しており、運行の安定、輸送サービス水準の確保及び松阪駅ターミナル利用による交通ネットワークの推進のため。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）	有	
飯南コミュニティバス車両運行管理請負業務委託	平成29年4月1日	三重交通（株）松阪営業所　所長　内山宜哉	3,750,000	3,749,760	運行事業者は、旅客自動車運送事業を行っており、平成２７年７月に入札により選定し、平成２７年１０月から業務を受託している。運行の安定、輸送サービス水準の確保のため。（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号）	有	
松阪市産業振興センターエレベーター保守管理業務委託	平成29年4月1日	日本オーチス・エレベータ(株) 中部支店	881,280	881,280	当該業者は、メーカー直結のメンテナンス会社であるため、安全運転を維持管理するために、機器に精通し、交換部品の調達や不具合発生時に迅速な対応が可能となることから、地方自治法施行令第１６７条の２第２号及び第６号により随意契約を行うものであります。	無	